

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

貯蓄から投資の時代へ 従来のNISAとの相違点

新NISA 知っておくべきポイント



みなさんは資産形成を行っていますか？現在の低金利では、預金をしたとしても利息はほんのわずか…。いつまでたっても資産は増えません。人生100年時代ですから、老後も安心して暮らすためには資産形成は欠かせませんし、昨今の物価上昇が続けば貨幣価値が下がり続けることになりますから、その備えも必要になります。

そこで注目を浴びているのが、今年1月から始まった新NISAです。非課税投資枠が拡大し、使い勝手が良くなったと関心が集まっています。果たして新NISAは本当に使える制度なのでしょうか？

1 NISAと新NISAは何が違う？

① NISA（ニーサ）とは

NISAとは、株式や投資信託の配当金や分配金、値上がりで得られた売却益が非課税になる国の制度です。NISA口座内で、一定金額の範囲内で購入する、非課税保有期間の定めなどがありました。

② 新NISAとは

令和6年1月からNISA制度が大きく見直され、新NISA制度へと生まれ変わりました。NISA口座内で、一定金額の範囲内で購入するという点は変わっていませんが、投資枠が大幅に拡大し、保有期間の定めが撤廃されて恒久化しました。

(変更前)

	つみたてNISA 2018年創設	一般NISA 2014年創設	ジュニアNISA 2016年創設
	選択制		
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税 保有期間	20年間	5年間	5年間 ただし、18歳まで非課税で 保有可能とする特例あり
口座開設期間	2023年まで	2023年まで	2023年まで
投資対象商品	金融庁の 基準を満たした 投資信託に限定	上場株式・ 投資信託等	上場株式・ 投資信託等

(変更後)

	つみたて投資枠	併用可 成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税 保有限度額 (総枠)	1,800万円	
		1,200万円 (内数)
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	金融庁の基準を満たした 投資信託に限定	上場株式・投資信託等 (一部の商品を除く)

新NISAのポイント

- 1 非課税保有期間 無期限に!**
口座開設はいつでも可能
- 2 制度の一本化 投資枠の併用可**
つみたて投資枠 + 成長投資枠
- 3 年間投資枠が最大360万円/年に!**
つみたて投資枠：120万円/年
成長投資枠：240万円/年
- 4 非課税保有限度額が1,800万円に!**
非課税保有限度額…生涯投資できる非課税の限度額
成長投資枠は最大1,200万円まで利用可能



出典：金融庁HP「考えてみませんか!? "NISA"で資産形成!!」
https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/leaflet_202305.pdf

2 新NISAのポイント Q&A

Q1 新NISAの対象となる人は?

A1 日本に住んでいる18歳以上の人です。通常の証券取引口座・投信口座とは別にNISA口座を、1人1口座開設できます。

Q2 投資の対象は?

A2 NISAと同じように国内の株式や投資信託のほか、アメリカなど海外の株式や投資信託を買うことができます。「つみたて投資枠」では、金融庁が定める基準を満たし、長期の積み立てや分散投資に適したとされる投資信託に投資することができます。一方、「成長投資枠」は、投資信託に加えて、上場企業の株式などが購入できます。

つみたて投資枠	一定の条件を満たした投資信託
成長投資枠	国内株式、外国株式、国内ETF・REIT、海外ETF、投資信託(※一部除く)

Q3 新NISA開始後、NISAはどうなるの?

A3 NISAで購入した商品は、購入時から一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、そのまま非課税で保有可能で売却も自由です。ただし、NISAで新規買付はできません。非課税保有期間満了後は課税口座へ払い出されます。

Q4 非課税保有限度額(1,800万円)にNISAの枠も含まれるの?

A4 NISAの枠は新NISAの生涯非課税限度額には含まれません。新NISAの非課税保有限度額(1,800万円)と別カウントされます。

Q5 複数の口座を開設することはできる?

A5 新NISA口座は1人1口座と決められていますので、複数の口座を開設することはできません。別々の金融機関で口座を申し込んでも、非課税口座として認められるのはどちらか1つの口座のみです。「つみたて投資枠」と「成長投資枠」を別々の金融機関で利用するというようなこともできません。

Q6 確定申告で損益通算や繰越控除はできる?

A6 新NISA口座内で生じた利益や損失は、税務上は「無いもの」とみなされます。そのため、損益通算も繰越控除もできません。

Q7 ジュニアNISAは廃止されましたが、保有していた商品はどうなりますか?

A7 令和6年1月以降は、ロールオーバー専用の非課税枠として自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で運用できます。ただし、成人年齢に達する以前に非課税で払い出しを行う場合は、一部だけを売却して払い出すことはできず、ジュニア口座内で保有している商品や現金をすべて払い出して口座を閉鎖する必要があります。

3 新NISAのメリットとデメリット

新NISAのメリット

メリット① 資産形成ができる

従来のNISAに比べ、年間投資枠や非課税保有限度額(生涯投資非課税限度額)が大幅に拡充されたため、より資産形成がしやすくなったといえます。特定口座で運用した場合は、20.315%の税金がかかりますが、新NISA口座ではこれが非課税となりますので、実際に手元に残るお金も多くなります。

メリット② 非課税枠の再利用ができる

新NISAでは、非課税保有限度額の1,800万円内で取り崩した投資枠が再利用できるようになりました。年間360万円の枠内であれば、一旦取り崩しても、何度でも再利用して投資することができます。

メリット③ 非課税保有期間が無期限

従来は非課税保有期間に限度があったため、長期的な運用ができませんでしたが、新NISAは期間が無期限になったため、長期運用による資産形成が期待されます。

新NISAのデメリット

デメリット① 他の口座と損益通算ができない

特定口座や一般口座などの課税口座は損益通算(利益と損失の相殺)ができますが、新NISA口座で運用した利益と損失は「無かった」ものとして扱われるため、損益通算ができません。

デメリット② 譲渡損失の繰越ができない

上場株式等を譲渡して生じた損失のうち、その年に控除しきれない金額は、翌年以降3年間にわたり上場株式等の譲渡益、および上場株式等の配当等から控除することができる制度があります。しかし、新NISA口座で生じた損失は、この制度を適用することはできません。

デメリット③ 対象商品が限定される

つみたて投資枠では投資信託を積立で買付できますが、長期の積立・分散投資に適した一定のファンドに限定されています。成長投資枠では上場株式、投資信託、ETF、REITなどに限られ、債券、金、先物、FX、eフランク、高レバレッジ型・毎月分配型投資信託など投資できない商品が数多くあります。

デメリット④ 元本割れリスク

対象商品は株式や投資信託といった元本保証が無い商品です。高い収益が期待される反面、リスクが伴います。

投資は「余裕資金」で



老後に必要な資金が2,000万円といわれる問題に対処するため、資産を築く必要性を感じている方が増えています。また、「生活費を切り詰めて投資すれば1億円も夢ではない」というようなインターネットの情報に触発されて投資を始める方もいることでしょう。しかし、新NISAにはメリットとデメリットがあり、それらを十分に理解して投資することが重要です。大きな損失が発生した場合に再起不能な状態に陥らないためにも、投資は「余裕資金」で行うことを心に留めてください。